

ID: 170

担当部署: 総務部 参事 (風連地区地域振興担当)

処分の概要	使用料の減免														
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市風連日進レクリエーションセンター条例 第7条														
例 規 番 号	平成18年条例第115号														
<p>【根拠条文】 (使用料等の減免) 第7条 市長は、規則で定める事由があるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 なお、使用料を免除する場合は、暖房料も免除とする。</p> <p>【基準】 根拠条文及び名寄市風連日進レクリエーションセンター条例施行規則第5条の規定による。 (使用料等の減免) 第5条 条例第7条の規定による使用料及び暖房料の減免基準は、別表のとおりとする。 2 前項の規定により使用料及び暖房料の減免を受けようとする者は、名寄市風連日進レクリエーションセンター使用料等減免申請書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。 別表(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">利用区分</th> <th style="width: 30%;">減免内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>(2) 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合</td> <td>5割減額</td> </tr> <tr> <td>(3) 半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>(4) 半数以上が市内在住の65歳以上の者で構成する団体</td> <td>5割減額</td> </tr> <tr> <td>(5) その他市長が特に必要と認めた場合</td> <td>5割減額又は免除</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 利用料金を免除する場合は、暖房料も免除とする。 2 前号で掲げる場合を除き、暖房料は減免の対象としない。 3 申請者が本市以外のもの、政治活動又は宗教活動を行うもの、営利を目的とした利用又は飲酒を伴う場合の利用については、減免の対象としない。</p>				利用区分	減免内容	(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除	(2) 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合	5割減額	(3) 半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体	免除	(4) 半数以上が市内在住の65歳以上の者で構成する団体	5割減額	(5) その他市長が特に必要と認めた場合	5割減額又は免除
利用区分	減免内容														
(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除														
(2) 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合	5割減額														
(3) 半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体	免除														
(4) 半数以上が市内在住の65歳以上の者で構成する団体	5割減額														
(5) その他市長が特に必要と認めた場合	5割減額又は免除														
標準処理期間	3日														
備考															
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日												